

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

ほうかごとう じぎょう
放課後等ディサービス事業

しゅうだんりょういく じゅうようじ こうせつめいしょ
(集団療育) 重要事項説明書

じどうしめい さま
(児童氏名 様)



ぶーけ

かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

ちいきしえん
地域支援グループ

〒571-0025 大阪府門真市大字北島546番地

TEL : (072) 800-7701
FAX : (072) 800-7300

れいわ ねん がつしょばん
令和7年4月初版

もくじ 目次

1 サービスを提供する事業者の概要	1
2 事業所の概要	1
3 施設の概要	2
4 事業実施対象地域	2
5 施設の運営方針	2
6 職員の配置	3
7 職員の勤務時間	4
8 サービスの営業及び提供時間	4
9 支援サービス	4
10 申込み(利用)手続き	5
11 利用料(各種加算)	5
12 利用料(各種加算)・諸費用の支払い方法	7
13 苦情等申立先	8
14 緊急時の対応	8
15 損害賠償保険への加入	8
16 非常災害時の対策	8
17 事業所を利用する際の留意事項	9
18 個人情報の取扱い	9
19 虐待防止及び身体拘束等について	9
20 協力医療機関	10
21 提供するサービスの第三者評価の実施	10

じゅうようじこうせつめいかくにんしょ
重要事項説明確認書

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの放課後等デイサービス事業(集団療育)の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づく、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際して注意していただきたいことを説明するものです。

当サービスの利用は、通所給付費の支給決定を受けた方で、当施設のサービス内容に同意いただいた方が対象となります。

I サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市立こども発達支援センター共同事業体 代表法人 社会福祉法人 普栄福祉会 社会福祉法人 治栄会 社会福祉法人 愛光会
所在地(代表法人)	大阪府門真市北島町14番20号
電話番号(代表法人)	072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援センター		
利用定員	18人		
事業の目的	障がいのある児童が生活能力を高め、集団行動を通じて社会適応力を育むことを支援すること、また、保護者が子育ての悩みに主体的に向き合い、適切な支援を受けながら解決できるようサポートすることを目的としています。		
事業の名称	門真市立こども発達支援センター	FAX番号	072-800-7300
事業所の所在地	大阪府門真市大字北島546番地	〒	546
電話番号	072-800-7701	ファックス番号	072-800-7300
管理者氏名	センター長 倉澤 裕基	指定管理開始年月日	令和6年4月1日
開設年月日	平成26年4月1日	～	

3 施設の概要

(1) 施設 (門真市民プラザ内)

たてもの 建物	こうぞう 構造	てっきん 鉄筋コンクリート造 4階建(内1階から3階までがセンター)
のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66m ²	

(2) 主な設備

かい 1階 : 種類	しゅるい 室数
エントランス	1
ホール	1
じむしつ 事務室	1
ほいくしつ 保育室(トイレ付)	5
だついしつ 脱衣室	1
シャワールーム	1
せいようしつ 静養室	1
そうだんしつ 相談室	4
しゅうかいしつ 集会室	1
ちょうりしつ 調理室	1

かい 2階 : 種類	しゅるい 室数
ホール	1
おんがくりょうほうしつ 音楽療法室	1
ほごしゃひかえしつ 保護者控室	1
かいぎしつ 会議室	1
ほいくしつ 保育室(トイレ付)	4
サンルーム	1
スヌーズレン	1
プレイルーム	1
くんれんしつ 訓練室	1
しつ ST室/OT室	かく 各1
フリールーム	1
じむしつ 事務室	1
きゅうけいしつほか 休憩室他	2

かい 3階 : 種類	しゅるい 室数
まちあいしつ 待合室	1
じむしつ 事務室	1
かんかくとうごうしつ 感覚統合室	1
こべつめんせつしつ 個別面接室	1
こべつりょういくしつ 個別療育室	3
けんさしつ 検査室／観察室等	かく 各1
リラックスルーム	1

- 1~3階:多目的トイレ
- 2・3階:避難用滑り台
- AED:1台配備

4 事業実施対象地域

原則として門真市全域

5 施設の運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋げて

いきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を發揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めています。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。

○ これまでの慣習にとらわれず一歩前進(イノベーション)

こどもや家庭を取り巻く環境は日々変化しています。その中で、より良い支援を提供するためには、これまでの慣習や枠組みにとらわれず、新たな視点や方法を積極的に取り入れる柔軟さが必要です。私たちは、柔軟で創造的なアプローチを追求し、こどもが可能性を最大限に發揮できる未来を目指して、一歩前進することに努めてまいります。

6 職員の配置

令和7年4月1日予定

職種	員数	区分				配置基準・要件等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者(センター長)	1		1			原則、専ら当該事業所の管理業務に専従	
児童発達支援管理責任者	1		1			—	
児童指導員 又は保育士	7	1	6				
作業療法士	2			2			
言語聴覚士	2		2				
事務員	1		1				

7 職員の勤務時間

おも きんむじかん
主な勤務時間……… ① 午前8時～午後5時 ② 午前8時15分～午後5時15分
 ③ 午前8時30分～午後5時30分
 (年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)
 ※ 業務委託職員(作業療法士)は、平日の決められた日の6時間

8 サービスの営業及び提供時間

営業日	月曜日から金曜日までとし、土日・祝日および年末年始(12月27日～1月3日)を休業日とします。また、夏休み・春休み等については、別途決定次第お知らせいたします。
営業時間	月曜日～金曜日 下校時～17:00 学校休校日 10:00～16:00

* 台風などで警報が出た場合等は、放課後等デイサービス事業(集団療育)を中止することがあります。

- 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
- 台風以外でも気象状況等により放課後等デイサービス事業(集団療育)を中止する必要があると判断した場合

9 支援サービス

○ 施設給付対象サービス

支援内容	内容
	当事業所では、障がいのある児童が生活能力を高め、集団活動を通じて社会適応力を育むことを目的に、以下の支援を提供します。 (1) 日常生活支援 ・基本的な生活習慣の形成(手洗い、挨拶、食事マナーなど) ・自立に向けたサポート(身の回りのこと、金銭管理など) (2) 学習・宿題支援 ・学校の宿題や課題のサポート ・個々の学習ペースに合わせた学習支援 (3) 社会適応訓練 ・集団行動やルールを学ぶプログラム

	<p>・コミュニケーション能力向上のための活動</p> <p>(4) 創作・レクリエーション活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵画、工作、音楽などの創作活動 ・運動・ゲームなどを通じた体力向上 <p>(5) 外出・地域交流活動(必要に応じて実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や地域施設への外出 ・地域のイベントや社会体験活動への参加 <p>(6) その他の個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の特性やニーズに応じた支援計画の実施
相談及び援助	<p>当事業所では、児童や保護者が安心して利用できるよう、相談・援助の体制を整えています。</p> <p>(1) 利用者・保護者への相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の成長や障がいや発達に関する相談 ・家庭や学校生活での困りごとに関する相談 <p>(2) 個別支援計画の作成・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりに合わせた支援計画を作成 ・定期的なモニタリングと保護者面談を実施 <p>(3) 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、医療機関、福祉サービスとの情報共有・連携 ・必要に応じた専門機関への紹介 <p>(4) 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急な体調不良や事故発生時の対応 ・保護者や関係機関との連絡・連携 <p>相談については、事業所内の担当スタッフが随時対応し、必要に応じて専門機関とも連携を図ります。</p> <p>保護者の皆様の不安や疑問に寄り添い、安心してご利用いただけるよう支援します。</p>

10 申込み(利用)手続き

利用契約書に基づき、契約します。申込みの際には、必ず「通所受給者証」「印鑑」等をご用意ください。

11 利用料(各種加算)

- ・ 利用料 ご利用者様の負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご負担いただきます。ただし、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内になります。また、

こべつめんじょ てきおう ばあい めんじよご きんがく
個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。

くに みなお りょうりょうとう へんこう ばあい
なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

りようしゃふたん じどうふくしきう さだ きゅうふひ わり
※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。

ふたんじょうげんげつがく りようしゃさま こと じゅきゅうしゃしよう かくにん
※ 負担上限月額は、ご利用者様により異なりますので、受給者証をご確認ください。

・その他費用について

内容	料金
そうさくてきかつどう かかわ ざいりょうひ 創作的活動に係る材料費	じっぴそうとうがく 実費相当額
きゅうしょくていきよう かかわ しょくじだい 給食提供に係る食事代	しょく 1食あたり 350円
だい おやつ代として	かい 1回あたり 100円
た にちじょうせいかつ ひつよう ほごしゃ ふたん その他、日常生活で必要となるもので、保護者の方にご負担 ねが てきとう じっぴ べっと ふたん をお願いすることが適当とされる実費は、別途ご負担いただく ばあい 場合がございます。	じっぴそうとうがく 実費相当額

・各種加算 次の支援を行った場合

じぎょうしょないそだんしょんかさん かていれんけいかさん けっせき じたいおうかさん かんけいきかんれんけいかさん
「事業所内相談支援加算」「家庭連携加算」「欠席時対応加算」「関係機関連携加算」

ほいく きょういくどういこうしょんかさん りょうりょう かさん かさん ばあい
「保育・教育等移行支援加算」などを利用料に加算いたします。なお、加算した場合でも
ふたんじょうげんげつがく か
負担上限月額は変わりません。

きほんさんでいたんか かさん りようしゃさま ていきよう
※ 基本算定単価 + 加算(ご利用者様に提供するサービス)

【各種加算の内容】

- ◆ 事業所内相談支援加算・・・30分以上の個別相談・懇談等支援を行った場合
- ◆ 家庭連携加算・・・・・・・家庭訪問、並行通園の訪問等を通じて、相談等を行った場合
- ◆ 欠席時対応加算・・・・・・・急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合

- ◆ 関係機関連携加算・・・・・・・関係機関と連携し、総合的な支援を行った場合
- ◆ 保育・教育等移行支援加算・・・退園後、居宅等を訪問して相談支援を行った場合

◆ 延長支援加算

れいわ ど しょがいふくし とうほうしゅうかいてい きわ たんじかん しょん ぶん
※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、極めて短時間の支援(30分
みまん さんでいたいしょ げんそくじょがい ほうかごどう きほんほうしゅう
未満)は算定対象から原則除外するとともに、放課後等デイサービスの基本報酬が
こべつしょんけいかく さだ ここ しょ じ しょんじかん おう じかんくぶん そさせつ
個別支援計画に定めた個々の障がい児の支援時間に応じた時間区分が創設されました。

えんちょうしょんかさん じかん きゅうこうび じかん こ しょん
あわせて、延長支援加算についても、3時間(休校日は5時間)を超える支援について
こべつしょんけいかく さだ しょんじかん おう かさん おこな
は、個別支援計画に定めた支援時間に応じ加算を行うことになりました。

12 利用料(各種加算)・諸費用の支払い方法

(1) 「障害児施設(通所)実績記録票」と「施設利用等請求書」について

- 当事業所を利用された日は、「障害児施設(通所)実績記録票」に記載された内容(日時、時間等)をご確認いただき、押印又はサインをしてください。
- 「施設利用等請求書」は、毎月中旬(10日頃)までに用意します。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額(基本算定額)
1 生活保護	生活保護受給世帯	0円
2 低所得	市民税非課税世帯	0円
3 一般	市民税 所得割28万円未満の世帯	4,600円
4 一般	市民税 所得割28万円以上の世帯	37,200円

(2) 利用料、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

- 当事業所では、預金口座からの口座振替(自動引き落とし)を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考え方から、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力ををお願いします。
 - ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行
 - 口座振替日:当月分を翌月20日に自動引き落とし
 - 引き落とし手数料:無料(当事業所負担)

※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② ご利用者様が直接振り込む方法

- 上記の口座振替(自動引き落とし)ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただくことになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。
 - 振込先:三井住友銀行 門真支店 普通 4167911
 - 振り込み期限:当月分を翌月20日までにお振込みをお願いします
 - 振り込み手数料:ご利用者様負担

※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

(3) 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

くじょうとうもうしたてさき
I3 苦情等申立先

とうじぎょうしょ 当事業所 せきにんしゃ 責任者:センター長 たんどうしゃ 担当者:センター次長 ちいきしえん 地域支援グループ長 中本 韶宏	くらさわ ゆうき 倉澤 裕基 たみや ゆうすけ 田宮 雄介 ちかひろ なかもと たかひろ	うけつけじかん へいじつごぜん じ ご ご じ 受付時間:平日午前9時～午後5時 つち にち しゅくじつ きゅうえん び のぞ ※土・日・祝日、休園日を除く でんわばんごう 電話番号:072-883-1680
かどまし ぶ せいさくか 門真市こども部こども政策課 じゅうしょ おおさかふかどましなかまち 住所:大阪府門真市中町1-1		うけつけじかん へいじつごぜん じ ご ご じ ぶん 受付時間:平日午前9時～午後5時30分 ど にち しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ ※土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く (06)6902-1231 代表
おおさかふしやかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいかいいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 じゅうしょ おおさかしちゅうおうくながら 住所:大阪市中央区中寺1-1-54 おおさかしゃかいふくししどう かい 大阪社会福祉指導センター1階		うけつけじかん ごぜん じ ご ご じ 受付時間:午前10時～午後4時 つち にち しゅくじつ ねんまつねんし のぞ ※土・日・祝日、年末年始を除く でんわばんごう 電話番号:06-6191-3130 ばんごう FAX番号:06-6191-5660 メールフォーム:大阪府社会福祉協議会

きんきゅう じ たいおう
I4 緊急時の対応

- こ びようじょうきゅうへんとう きんきゅう じ すみ ほごしゃ いりょうきかん れんらく おこな
たいおう お子さんの病状急変等の緊急時には、速やかに保護者さまや医療機関に連絡を行い、
たいおう 対応していきます。

そんがいばいしょほけん かにゅう
I5 損害賠償保険への加入

- とうじぎょうしょ うんえいじぎょうしゃ きょうどうじぎょうたい
当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋
えいふくしかい しゃかいふくしほうじんぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい しゃかいふくししせつそうごうそんがいほしょう そんがい
栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「せつ」の損害
ばいしよう かにゅう
賠償」に加入しています。

ひじょうさいがい じ たいさく
I6 非常災害時の対策

- つき いちど かさい じしん そうてい ひなんくんれん じっし
月に一度、火災や地震を想定して避難訓練を実施します。
- ぼうかかんりしゃ かどましみん ちょう とうじぎょうしょ かどましみん いちぶ
防火管理者 門真市民プラザ長(当事業所は、門真市民プラザの一部になりますので、門真市民
といったとき とどけで
プラザで「一体的に届出ています。」)

ぼうかせつび 防火設備	じどうかさいほうちき • 自動火災報知機	あり	ゆうどうとう • 誘導灯	あり
	ぼうかとびら • 防火扉	あり	もう ほううちき • カス漏れ報知器	あり
	ひじょうつうほうそうち • 非常通報装置	あり	せつび • スプリンクラー設備	なし
	ひじょうようでんげん • 非常用電源	なし		
	ぼうかせい ※ カーテンは防火性のあるものを使用します。	しょう		

17 事業所を利用する際の留意事項

(1) 事業所内の設備・器具の利用

- 事業所内の設備・器具は、本来の使い方に添ってご利用願います。しかし、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に戻すか、又は相当の代価を支払っていただくことがあります。

(2) 宗教活動・政治活動・営利活動

- お子さんや保護者さまの思想・信教は自由ですが、他のご利用者様に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

(3) 事業所内・外での写真撮影等について(別途規定があります。)

- 当事業所が保育・療育上必要な場合は、お子さんの写真を撮ることがあります。その場合は、保育・療育の目的以外には使用しません。
- 保護者さまが、お子さまの写真撮影を希望される場合は、事前に職員にご相談ください。

18 個人情報の取扱い

- 個人情報については、「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「門真市個人情報の保護に関する法律施行細則」に沿った対応をします。
- センターにおける各部門(通園グループ／地域支援グループ)においてお預かりしている個人情報をについて、通園における支援に必要と判断する場合、適切な管理の下、各自で情報を共有する場合があります。
- また、門真市及び関係機関に情報提供を要請された場合は、当事業所が支援に必要と判断した場合、情報を提供させていただきます。
- お子さんの記録や情報については、適切に管理し、保護者さまの求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者さまの負担となります。
- 情報提供に係るコピー代:1枚に付き白黒10円、カラー40円、通園証明書:1枚50円とします。ただし、令和7年度より1つの申請に対して10枚までは無料とします。

19 虐待防止及び身体拘束等について

(1) 虐待防止について

- 子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。
(身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)
- 虐待防止委員会を設置します。

- こどもに対する重大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。
- 虐待が疑われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合は、門真市担当部署や児童相談所等に通告する義務があります。
- 不適切な養育に至らないよう相談があった場合は、専門スタッフとともに、解決に向け一緒に考え、必要な支援を行います。

(2) 身体拘束について

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、お子さんの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間及び必要性等の記録を行います。
- 身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和5年7月 厚生労働省)に基づいて対応します。

(3) 人権の擁護について

- 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」に基づいて対応します。

20 協力医療機関

・ 社会医療法人蒼生病会 蒼生病院

門真市大字横地596番地
(外科・整形外科等)

電話番号:072-885-1711

・ 医療法人孟仁会 摂南総合病院

門真市柳町1番10号
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

電話番号:06-6909-0300

21 提供するサービスの第三者評価の実施

- 3年間の間に1回実施する予定です。

じゅうようじこさせつめいかくにんしょ
重 要 事 項 説 明 確 認 書

れいわ ねん がつ にち
令 和 年 月 日

かどましりつ はったつしえん しゅうだんりょういくじぎょう ていきょう
門真市立こども発達支援センターの集団療育事業(ぶーけ)サービスの提供について、
ほんしりょう おおさかふしていしようがいじつうしょしえん じぎょうしゃ していなら していとうしょしえん じぎょうとう じんいん
本資料により「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、
せつびおよ うんえい かん きじゅん さだ じょうれい へいせい ねんおおさかふじょうれいだい ごう だい じょう きてい
設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第104号)」第13条の規定
もと つうしょきゅうふけっていほしゃ せつめい おこな
に基づき、通所給付決定保護者さまに説明を行いました。

せつめいねんがっぴ
説明年月日
れいわ ねん がつ ひ
令 和 年 月 日

じぎょうしゃ
(事業者)
しょざいち
所 在 地
ほうじんめい
法 人 名
だいひょうしやめい
代表者名
門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人
大阪府門真市北島町12番20号
社会福祉法人 晋栄福祉会
理事長 濱田 和則 印

じぎょうしょめい
事 业 所 名
せつめいしゃしめい
説明者氏名
門真市立こども発達支援センター 印

わたし ほんしりょう もと じょうき じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしゃ
保 護 者 さ ま
じゅうしょ
住 所 門真市
しめい
氏 名
ぞくがら
(続柄:
こ なまえ
お子さん の 名 前

ていきょうかいしょていねんがっぴ
サービス提供開始予定年月日
れいわ ねん がつ にち よてい
令 和 年 月 日(予定)